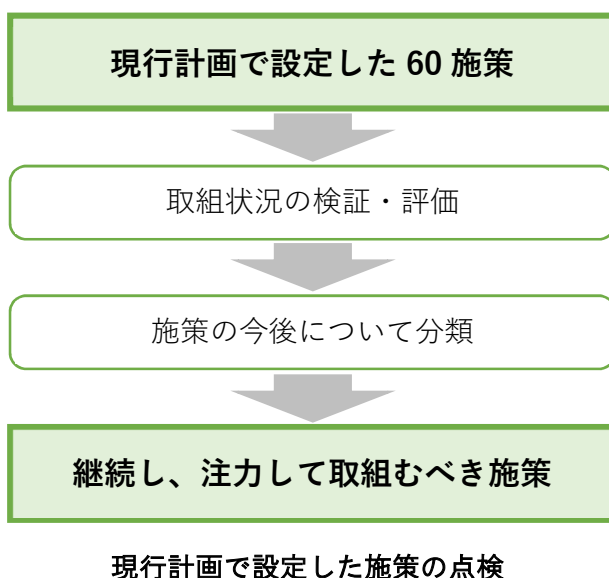


推進施策のこれまでの取組

1 目的

平成 28 年（2016 年）3 月に策定した現行計画が、令和 3 年（2021 年）3 月に計画前半が終了するため、これまで推進してきた 60 の施策について、これまでの取組状況を検証した上で、把握・評価しました。

その結果、把握・評価を通じて、計画の最終年である令和 7 年（2025 年）までの計画後半の 5 年間で注力すべき施策が明確になりました。



2 手順

（１）進捗状況の算出

現行計画を策定した平成 28 年度（2016 年度）から令和元年度（2019 年度）までに取り組んできた 60 施策について、市年次報告書等の結果をもとに個々の施策の進捗率・状況を算出し、次の表に示す通り A～C の 3 段階で評価・分類しました。

なお、取り組みの評価、進捗率・状況の算出は、以下の通りとしました。

- ① 数値目標を掲げている施策：指標に対する進捗率を算出しました。
- ② 数値目標を掲げていない施策：取組状況から目標に対する進捗状況を総合的に判断しました。

<評価区分>

評価	算出法	数値目標		評価別の今後の取組
		あり	なし	
A	進捗率	70%以上	—	・さらなる進捗率の向上を目指す。 ・または、維持すべき施策として引き続き推進する。
	進捗状況	—	十分	
B	進捗率	50%以上 70%未満	—	・進捗率を高めるべき施策を推進する。 ・または、継続すべき施策を推進する。
	進捗状況	—	半分以上	
C	進捗率	50%未満	—	・進捗していない理由を分析する。 ・実施すべき施策を推進する。 ・その他の施策は次回の改定時に、扱いを検討する。
	進捗状況	—	半分未満	

(2) 施策等の分類（今後の取組方）

施策ごとの目標や進捗率・達成状況、中間見直し後の計画期間内の取組を踏まえ、注力の度合いを以下の表に示した5区分に分類しました。

<注力区分>

区分	分類	今後の取組 (施策推進への注力の度合い)
継続 (拡充・新)	新たな視点で取り組み、年次報告等の進行管理を行う施策※ ¹	注力し、積極的に施策を推進する。
継続	これまで通り、継続して取り組む施策（年次報告：毎年度）	従来どおり、着実に施策を推進し、毎年度、年次報告を行う。
継続無	これまで通り、継続して取り組む施策（年次報告：適宜）	従来どおり、着実に施策を推進し、適宜、年次報告を行う。※ ²
完了	一定の成果があり、目標を達成した、または実施の必要性がなくなった施策	施策として取り組みを行わない。
廃止	神奈川県から委譲のあった権限の返戻に伴い、廃止する施策	

※¹ 現行計画策定後に判明した課題等と関連した施策は、「継続（拡充・新）」に分類しました。（詳細は、第4章参照）

※² 目標が数値ではなく、施策の性質上、毎年度の進捗管理に適さない施策は、毎年度の年次報告（毎年、前年度の施策の推進状況を報告しています）は実施せず、報告すべき事項がある場合（新たな取組や効果等があった場合等）に、年次報告を実施することとして施策（継続無）に分類しました。

3 結果

項目 (大柱)	施策展開項目 (中柱)	NO	推進施策 (小柱)	今後の取組	
				評価	進行管理
【一】 みどりを保全・育成し、活用するための推進施策	(1) まとまりのあ るみどりを守る	1	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続	A	継続
		2	湘南国際村めぐりの森の緑の再生に向けた連携	A	継続
		3	「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の方針に基づく緑地保全	A	継続
		4	(仮称) 三浦半島国営公園の誘致の推進	B	継続
		5	自然保護奨励金制度による支援の継続	A	継続
	(2) 様々な法令に 基づき、みど りを守る	6	緑地保全地域制度及び特別緑地保全地区制度の導入に向けた検討	A	完了
		7	保安林制度の適切な運用による保全の継続	A	継続
		8	自然環境保全地域の土地利用制限の継続	A	廃止 (権限返戻)
		9	風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進	A	継続
		10	土地利用調整関連条例（市）の適切な運用（保全）	A	継続
		11	市民緑地制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	B	継続 (拡充・新)
		12	保存樹木指定の検討	C	継続
	(3) 生物多様性の 確保に貢献す るみどりを守る	13	生物多様性の確保に向けた調査の実施及び保全手法の検討	B	継続 (拡充・新)
		14	自然林保全制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	継続
		15	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用	A	継続
		16	指定文化財（天然記念物）の保全の継続	A	継続
		17	水辺環境の保全と再生の推進	B	継続
		18	里山的環境保全・活用の推進	A	継続 (拡充・新)
		19	かがみ田谷戸の再生・活用の推進	A	継続 (拡充・新)
		20	外来生物対策の推進	A	継続
		21	多様な生物が育まれ水辺環境にふれあうことのできる水田等の再生・活用に向けた検討	B	継続 (拡充・新)
	(4) みどりの安全 性を高める	22	極端気象への対応を考慮した樹林地管理のあり方検討	A	完了
		23	公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施	B	継続
	(5) 市街地のみど りを守る	24	市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	継続
		25	みどりの寄附制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	A	継続
		26	民有樹林地の保全手法の検討	B	継続 (拡充・新)
		27	景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討	B	継続
		28	谷戸地域のみどりの再生に向けた検討	C	継続
	(6) 農地のみどり を守る	29	農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続	A	継続
		30	生産緑地のみどりの維持の継続	A	継続 (拡充・新)

項目 (大柱)	施策展開項目 (中柱)	NO	推進施策 (小柱)	今後の取組	
				評価	進行管理
【Ⅱ】 みどりを創出・育成し、活用するための推進施策	(1) 身近にふれあえるみどりの充実	31	都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討	A	継続 (拡充・新)
		32	(仮称) 長坂緑地の活用手法の検討	B	継続 (拡充・新)
		33	都市公園等の安全・安心対策の推進	A	継続 (拡充・新)
		34	個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進	A	継続 (拡充・新)
		35	みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進	B	継続 (拡充・新)
		36	都市公園等に関する積極的な情報発信の推進	A	継続 (拡充・新)
		37	歴史的資産と一体になったみどりの積極的な活用の推進	A	継続 (拡充・新)
		38	横須賀エコツアーの推進	A	継続
	(2) 公共施設のみどりを創出・活用	39	【港湾】 港湾緑地などの維持・整備の推進	B	継続
		40	【道路】 道路のみどりの維持と緑化の推進	A	継続
		41	【河川】 河川環境の整備の推進	A	継続
		42	公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用	A	継続
	(3) 民有地のみどりを創出・活用	43	土地利用調整関連条例（市）の適切な運用（緑化）	A	継続
		44	民有地緑化支援制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	A	継続
		45	記念植樹の促進に向けた検討	C	継続
	(4) 様々な法令や制度に基づき、みどりを創出・活用	46	「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進	A	継続
		47	緑地協定制度の継続《みどりの基本条例関連》	B	継続
		48	都市緑地法に規定された緑化の推進に関する未運用制度導入の検討《みどりの基本条例関連》	C	継続 (拡充・新)
【Ⅲ】 みんなのみどりを創出・活用するための推進施策	(1) みどりを次世代に引き継いでいく	49	継承の森における活動の推進	A	継続
		50	みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	C	継続
		51	みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進	A	継続
		52	自然に関する環境教育・環境学習の実施	A	継続
		53	みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進	A	継続
		54	みどりに関する顕彰制度設置に向けた検討	A	完了
	(2) 様々な主体との連携	55	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	A	継続
		56	産・学・官の連携によるプログラムの検討	A	継続
	(3) みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす	57	みどりの積極的な活用の推進	B	継続 (拡充・新)
		58	市民による花いっぱい運動の実施	A	継続
		59	自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進	A	継続
		60	市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進	A	継続

※No. 25～29 の施策は、見直しによって、既存施策を複数内包しているため、評価は未記入としています。

推進施策（中間見直し後）

今回行った中間見直しでは、推進施策について、第1章で特に注力すべき事項として挙げた4つの事項や、第3章で把握したこれまでの取組状況等を踏まえ、施策の今後の取扱を整理しました。

今後は、この整理により、施策数を60から46に統合・集約し、効率的かつ効果的に施策を推進していきます。

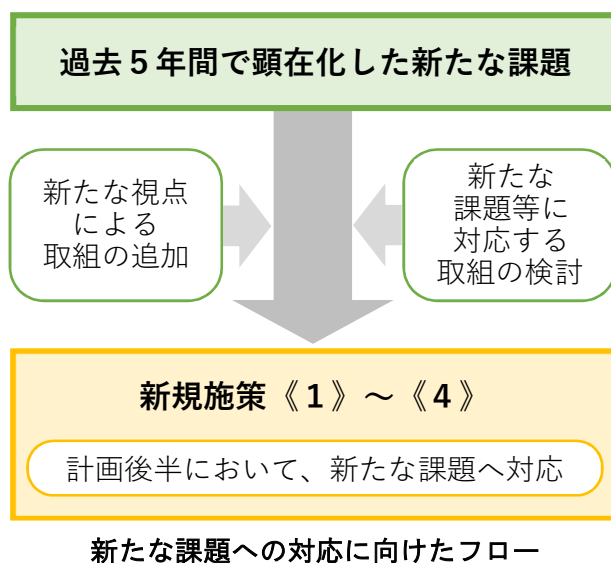
1 推進施策の取扱

（1）新規施策《1》～《4》

① 主旨

第1章では、現行計画で整理された課題等と合わせて過去5年間で顕在化したみどりに関わる新たな課題を整理し、特に注力すべき事項をとりまとめました。

計画の後半では、この特に注力すべき事項に対応するため、新たな視点による取組を、新規施策として位置づけます。



② 新たな視点による施策

新たな視点で取組む施策が対応する課題等については、以下の4施策となります。

新たな推進施策	対応する課題等※1
《1》気候変動等に適応した樹林地の保全	⇒気候変動に起因する豪雨や大型台風への対応 ⇒適切な樹林地管理（倒木・土砂崩れ防止） ⇒安全を最優先とした斜面緑地の保全
《2》生物多様性の確保に向けた取組	⇒生物多様性の確保の必要性 ⇒生きものが生息する環境としての里山的環境の再生・保全 ⇒本計画と生物多様性地域戦略との一体化を検討 ⇒市民がみどりにふれ合える場としての里山的環境の再生・維持
《3》生産緑地の保全に向けた取組	⇒生産緑地の保全
《4》新たな制度等の取組	⇒活動の場の確保 ⇒緑地・オープンスペースの確保 ⇒グリーンインフラの取組 ⇒持続可能な流域治水

※1 対応する課題等については、P. 21「みどりの基本計画に反映すべき事項（主なキーワード）」を参照。

朱書きは、現行計画策定後に新たに顕在化した「背景と課題」に関する事項です。

※3 P. 21「みどりの基本計画に反映すべき事項（主なキーワード）」である以下の5項目は、別途、取組みます。

・SDGs達成を意識した施策展開：施策ごとにSDGsのゴールを関連付けます。（詳細は、P. 56 参照）

・CO₂吸収源としてのみどりの創出：緑化に関する施策として、推進します。

・都市公園の管理方針（積極的な利活用など）：都市公園に関する施策として、推進します。

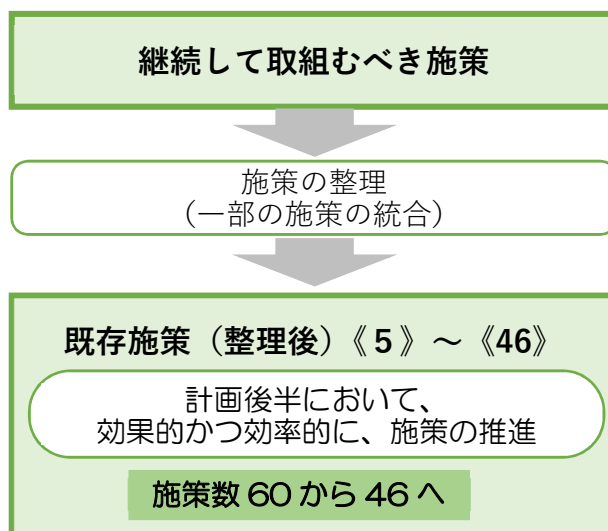
・みどりを活用した観光の振興：横須賀エコツアー及び都市公園に関する施策として、推進します。

・CO₂吸収源としてのみどりの保全：緑地等の保全の施策として、推進します。

（2）既存施策（整理後）《5》～《46》

① 施策の統合

施策の統合では、取組目的等が類似する施策の統合を実施することで、集中的に、より効果的かつ効果的に施策に取組んでいけるよう整理しました。なお、新規施策への統合も実施しました。



効果的な施策の推進に向けたフロー

《統合基準》

施策の中で、以下に示す項目のうち1つ以上が一致又は類似するかを基準にし、施策を統合しました。

なお、基準を満たしている場合においても、方針や取組の内容等により統合が適さない施策においては統合することなく、現状のまま推進していくものとなりました。

項目
取組対象、取組目的、実施主体、実施後に想定される効果、施策の基本となる条例 など

② 都市公園に関する施策について

都市緑地法が改正され、公園の管理方針が緑の基本計画の法定記載事項となりました。これを受け、都市公園に関する推進施策を公園管理の視点を加えて見直し、5つの推進施策に整理しました。なお、見直し後の都市公園の整備・管理の詳細については、「(仮称) 都市公園の整備・管理の方針」が策定され、取りまとめられています。

現行計画の 施策番号	施策名
31	都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討
33	都市公園等の安全・安心対策の推進
34	個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進
35	みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進
36	都市公園等に関する積極的な情報発信の推進
37	歴史的資産と一体となったみどりの積極的な活用の推進
57	みどりの積極的な活用の推進



中間見直しの 施策番号	施策名
25	市民の豊かな暮らしに活かすための公園づくり
26	集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理
27	生物多様性が確保され、自然とふれあえる公園の整備・管理
28	安全・安心と防災力のある公園づくり
29	効率的かつ効果的な公園の整備・活用の促進

③ その他

施策の統合を行わない施策については、時点修正を行うのみとし、現行計画から、引き続き、推進するものとします。

ただし、第3章において、これまでの取組状況から、注力の度合いについて分類した際に、区分を「完了」や「廃止」にした施策は、今後の施策として、取扱を行わないものとした。

2 推進施策について

計画期間の後半に取組む推進施策を、以下のとおり整理しました。

なお、施策の統合等の整理に基づき、施策を 60 から 46 とし、新たな番号に付け替えました。

さらに、目標の一部を達成した施策については、目標の修正を行いました。

＜表の見方（P. 42～55 の表）＞

《11》 土地利用調整関連条例（市）の適切な運用（保全） ①		【継進・A】 ②
・方針等	「適正な土地利用の調整に関する条例」（市）に基づき、土地利用時における斜面緑地の保全や、景観に配慮した緑化等、みどりと調和した土地利用となるよう調整を図る。 ③	
・目標	・適切な指導の継続 ④	
・計画後半の取組	・継続して、適正な土地利用の調整に関する条例に基づき、みどりの保全や緑化指導を実施する。 ⑤	
・統合した既存施策	10, 43 ⑥	
・主な関連部署	環境政策部 ⑦	

※上記の内容は一例です。

① 推進施策

- ・施策番号と施策名を記載しています。
- ・統合した場合、新たな施策名としています。

② 評価・分類

- ・推進施策のこれまでの取組状況を検証し、評価及び今後の取組方について分類した結果を記載しています。（詳細については、P.34－第3章「推進施策のこれまでの取組」参照）
- ・新たな施策と都市公園に関する施策は、注力し、積極的に取組む「継進（拡充・新）」に分類しています。

③ 方針等

- ・目標に向かって施策に取組むための方向性を記載しています。
- ・一部の方針等については、見直しを行っています。
- ・既存施策の数値目標についても、見直しを行い、令和元年度末時点の実績値への変更や、すでに達成した数値目標の削除を行っています。

④ 目標

- ・施策を取組むことで、最終的に到達等をしたい事項を記載しています。

⑤ 計画後半の取組

- ・計画後半の取組予定を記載しています。

⑥ 統合した既存施策

- ・施策の整理において、統合を行った施策を記載しています。
- ・現行計画に記載時の施策番号を記載しています。

⑦ 主な関連部署

- ・当該施策を主に担当する部署を記載しています。（令和2年度時点）

(1) 新規施策

《1》 気候変動等に適応した樹林地の保全 【継進(拡充・新)】	
・方針等	気候変動等を考慮した樹林地の安全性向上に関する保全手法の検討等を行う。
・目 標	調査、検討、助成
・計画後半の取組	・斜面緑地の安全確保のための課題整理等を実施する。 ・ナラ枯れの経過観察を実施するとともに、補助制度の運用を図る。 ・安全性を第一に考えた民有樹林地の保全手法を検討する。 ・既成宅地立木伐採工事助成制度を適切に運用する。
・統合した施策番号	26
・主な関連部署	土木部・環境政策部

《2》 生物多様性の確保に向けた新たな取組 【継進(拡充・新)】	
・方針等	みどりの基本計画と生物多様性地域戦略の一体化に向けた検討を行う。また、里山的環境保全・活用事業の民間参入に向けた体制の整備を行う。さらに、生物多様性の確保に向けた取組みの実施・活用を図る。
・目 標	検討、体制整備、再生・活用事業の実施
・計画後半の取組	・みどりの基本計画と生物多様性地域戦略の一体化に向けた必要な検討を行う。 ・里山的環境保全・活用事業の民間参入に向けた体制づくりを行う。 ・生物多様性の確保に向けた調査及び保全手法の検討、人々が身近な自然にふれあえる場と機会の提供を行う。
・統合した既存施策	13, 18※, 19※, 21, 32※
・主な関連部署	環境政策部

※野比かがみ田緑地及び(仮称)長坂緑地は、令和元年度(2019年度)から都市公園として位置づけられたため、「(仮称)都市公園の整備・管理」の下でも、生物多様性の確保に関する取組を行います。

《3》 生産緑地の保全に向けた取組 【継進(拡充・新)】	
・方針等	良好な都市環境の形成や災害防止等の多様な機能がある生産緑地の保全のため、特定生産緑地への移行促進を行う。
・目 標	生産緑地の保全、適正な制度運用
・計画後半の取組	・期限を迎える生産緑地を、特定生産緑地に移行するために、関係機関と協力し、地権者に対して説明等を行う。
・統合した既存施策	30
・主な関連部署	環境政策部・経済部

※生産緑地廃止時における公園化基準【フロー図】については、資料編(P.82)参照。

《 4 》 新たな制度等の取組 【継進(拡充・新)】	
・方針等	都市緑地法改正に伴う新規制度「市民緑地認定制度」の導入に向けた検討を行う。 また、防災等に寄与するグリーンインフラの推進を検討する。
・目 標	整備、検討
・計画後半 の取組	・市民緑地認定制度の運用に必要な体制整備を行う。 ・防災等の機能を有したグリーンインフラの推進に関して、必要な研究等を行う。 ・流域治水の観点から、河川流域の安全性に関する必要な調査を行う。
・統合した 既存施策	11, 48
・主な関連 部署	全庁

(2) 既存施策

《 5 》 近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続 【継進・A】	
・方針等	「首都圏近郊緑地保全法」及び「都市緑地法」に基づき、土地利用行為の規制や制限を行い、みどりの保全を図る。また、特別地区において、不許可処分となった土地の所有者から申し出があった場合には、土地の買取りに向けた手続きを実施する。さらに、長期的には、取得した樹林地の維持管理手法を検討するとともに、市民がみどりにふれあい、親しむことができる場とすることの可能性について検討していく。
・目 標	・現状維持：2地区 1,012.0ha (特別地区 244ha) ①衣笠・大楠山近郊緑地保全区域 685.0ha (特別地区 49.5ha) ②武山近郊緑地保全区域 327.0ha (特別地区 194.5ha) ・土地利用規制及び制限の実施 ・パトロールの実施
・計画後半 の取組	・継続して近郊緑地特別保全地区内における土地利用行為の制限を行い、提出された買入申出を基に、買入を行う。
・主な関連 部署	環境政策部

《 6 》 「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等 【継無・A】	
・方針等	土地所有者である神奈川県によって「湘南国際村改定基本計画（県）」や「湘南国際村めぐりの森づくり事業計画」に基づき、みどりの再生活動を行っている湘南国際村めぐりの森と、「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」と定めた大楠緑地及び子安緑地の保全に向けて連携等を図る。
・目 標	・調整、連携の継続
・計画後半 の取組	・継続して保全・再生に向け、県等との調整・連携を図る。
・統合した 既存施策	2, 3
・主な関連 部署	県、環境政策部

《 7 》 （仮称）三浦半島国営公園の誘致の推進 【継無・B】	
・方針等	三浦半島の骨格となる丘陵のみどりを守り、再生し、活かしながら重要な財産として次世代に残していくための手法として国に設置を要望している「三浦半島国営公園」の誘致実現に向け、神奈川県を事務局とする「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」の活動に参加し、イベントの開催や要望活動を行う。
・目 標	・誘致活動の継続 ・連携の継続 ・（長期的視点）国営公園の誘致
・計画後半の取組	・継続して国営公園の誘致活動（国への要望提出）を実施する。
・主な関連部署	県、環境政策部

《 8 》 自然保護奨励金制度による支援の継続 【継無・A】	
・方針等	自然保護奨励金制度（神奈川県事業）により、民有地のみどりの保全や適切な管理が行われるよう、神奈川県と連携を図る。
・目 標	・連携の継続
・計画後半の取組	・周知および受付事務を継続する。
・主な関連部署	県、環境政策部

《 9 》 保安林制度の適切な運用による保全の継続 【継進・A】	
・方針等	「森林法」に基づき、保安林が適切に管理されることや、新たな指定の案件が生じた際の指定に向けた調整などに関し、必要に応じて神奈川県と連携を図る。
・目 標	・現状維持：53.6ha※ ・必要に応じ、新規指定に向けた県との連携
・計画後半の取組	・引き続き、既指定地区の適切な管理や新規指定の案件が生じた際などに、神奈川県と連携を図る。
・主な関連部署	県、環境政策部

※令和元年度末の値に更新しました。

《10》 風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進 【継進・A】	
・方針等	風致地区条例（市）及び関係法令に基づき、土地利用行為の規制や指導等を行い、風致に優れたみどりの保全を図る。また、必要に応じて、新規指定や拡大指定に関して検討していく。
・目 標	・現状維持：5 地区、1,355.7ha ・土地利用制限の継続 ・パトロールの実施 ・必要に応じ、新規指定等の検討
・計画後半の取組	・継続して、風致地区条例（市）及び関係法令に基づき、みどりの保全を図る。
・主な関連部署	環境政策部

《11》 土地利用調整関連条例（市）の適切な運用（保全）		【継進・A】
・方針等	「適正な土地利用の調整に関する条例」（市）に基づき、土地利用時における斜面緑地の保全や、景観に配慮した緑化等、みどりと調和した土地利用となるよう調整を図る。	
・目 標	・適切な指導の継続	
・計画後半の取組	・継続して、適正な土地利用の調整に関する条例に基づき、みどりの保全や緑化指導を実施する。	
・統合した既存施策	10, 43	
・主な関連部署	環境政策部	

《12》 保存樹木指定の検討		【継無・C】
・方針等	潜在自然植生等の貴重な樹木の保全のために、これらを重要な樹木として指定する手法について、その必要性を検討していく。	
・目 標	・重要な樹木としての指定の必要性の検討	
・計画後半の取組	・貴重な樹木の保全手法の一つとして、これらを重要な樹木として指定する手法の必要性を検討する。	
・主な関連部署	環境政策部	

※景観重要樹木に関しては、施策 No. 21「景観重要樹木の指定による保全の継続」に統合しました。また、一部統合により、主な関連部署から、都市部を削除しています。

《13》 自然林保全制度の運用《みどりの基本条例関連》		【継進・A】
・方針等	民有地に存在する自然植生（自然植生が残された3地区）を保全するため、「自然林保全制度」を適切に運用する。 自然植生が残された3地区：住吉神社（久里浜8丁目）、大松寺（小矢部3丁目）、三浦正八幡神宮（太田和5丁目）	
・目 標	・保全契約の継続：3地区	
・計画後半の取組	・継続して、当制度を適切に運用し、民有地に存在する自然植生を保全する。	
・主な関連部署	環境政策部	

《14》 「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用		【継無・B】
・方針等	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」を適切に運用し、公園などにおける自然植生（自然植生が残された地区1、2、3、12、13）を保全する。 自然植生が残された地区： 夏島貝塚（主な植生：タブノキ林） 諏訪公園（緑が丘）（主な植生：アカガシ林） 猿島公園（主な植生：タブノキ林） 天神島臨海自然教育園（主な植生：タブノキ林） 荒崎公園（主な植生：タブノキ林）	
・目 標	・適切な運用	
・計画後半の取組	・引き続き、都市公園等における自然植生の保全に努める。	
・主な関連部署	教育委員会・環境政策部	

《15》 指定文化財（天然記念物）の保全の継続		【継進・A】
・方針等	「文化財保護条例（県）」及び「文化財保護条例（市）」に基づき、神奈川県と連携しながら既指定の天然記念物の自然林の保全を継続して行っていく。	
・目 標	・指定地区の継続：6地区	
・計画後半の取組	・継続して、文化財管理奨励金の交付事務を行う。	
・主な関連部署	県、教育委員会	

《16》 水辺環境の保全と再生の推進		【継進・B】
・方針等	多様な生物の生息・生育・繁殖の場となるビオトープやため池、自然海岸などの水辺環境の保全を行うとともに、公園や学校などの整備等の際は、ビオトープの整備や再生に関して検討していく。また、ビオトープにおける生態系に配慮した水辺環境づくりや維持管理に関するサポート体制に関して検討していく。	
・目 標	・ビオトープやため池の保全 ・ビオトープの整備、再生、維持管理におけるサポート体制の検討	
・計画後半の取組	・引き続き、水辺環境を適切に維持管理し、生態系の保全を図る。 ・公園や学校などの整備等の際は、ビオトープの整備や再生に関して検討する。 ・自然観察会を開催する。 ・市民参加型の環境整備活動の可能性について検討する。	
・主な関連部署	全庁	

《17》	外来生物対策の推進	【継続・A】
・方針等	生態系に対する影響や生活・農業被害の低減を図るため、哺乳類の特定外来生物等（アライグマ・タイワンリス・ハクビシン）の排除を行うとともに、三浦半島の生態系に影響を及ぼしている植物の特定外来生物等（オオキンケイギク・トキワツユクサなど）の排除を目指し、体制や手法などを検討していく。また、外来生物による生態系への被害状況や防除の必要性について、市民に広く周知し、防除への啓発を図る。	
・目 標	・アライグマ・クリハラリス（タイワンリス）・ハクビシンの防除の推進 ・オオキンケイギク・トキワツユクサなどの排除に向けた手法の検討 ・外来生物対策に関する情報発信	
・計画後半の取組	引き続き各計画及び法令に基づき、特定外来生物等の防除等を積極的に実施する。	
・主な関連部署	全庁	

《18》	公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施	【継続・B】
・方針等	公共施設における樹木の倒木による危険を回避するため、都市公園等において調査を行い、必要に応じて、対策を実施する。	
・目 標	検討及び実施	
・計画後半の取組	本計画内で樹木点検チェックシートを作成し、庁内の各管理者に対し、周知を行う。	
・主な関連部署	全庁	

《19》	市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》	【継続・A】
・方針等	斜面緑地を土地所有者に持ち続けていただきながら守るため、「市街化区域内樹林地保全支援制度」を適切に運用するとともに、保全対象面積を維持していく。	
・目 標	・適切な運用 ・保全対象面積の維持	
・計画後半の取組	・継続して制度を運用する。 ・当制度の対象要件の変更の可能性を検討する。	
・主な関連部署	環境政策部	

《20》	みどりの寄附制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	【継続・A】
・方針等	「樹林地等の寄付に関する要綱」に基づき適切な審査を行うとともに、安全にみどりとふれあえる樹林地や山頂または尾根線などの山容を残した良質な樹林地等を主体に積極的な制度運用を行い、良好な樹林地の保全を図る。	
・目 標	制度運用の継続	
・計画後半の取組	引き続き、本寄附制度を適切に運用する。	
・主な関連部署	環境政策部	

《21》 景観重要樹木の指定による保全の継続 【継無・B】	
・方針等	景観法に基づき、景観的視点から重要な樹木を「景観重要樹木」に指定することで保全を図る。
・目 標	・適切な指定の継続と新規指定の検討
・計画後半の取組	・既指定樹木については、適切な指定を継続する。 ・新たに保全を必要とする対象が確認できた場合は、新たな指定を検討する。 ・既指定樹木の周知を行う。
・統合した既存施策	12※、27
・主な関連部署	都市部

※施策 No. 12「保存樹木指定の検討」から、景観重要樹木に関して、この施策に統合をしました。なお、この施策は、景観重要樹木に特化した施策となっています。

《22》 谷戸地域のみどりの再生に向けた検討 【継無・C】	
・方針等	谷戸地域住環境対策事業の中で、谷戸のみどり復元助成などを実施し、谷戸地域のみどりの再生をモデル的に実施する。また、今後の方針について検討するとともに、土地利用の動向を踏まえながら、長期的展望としてモデル地区以外の谷戸地域のみどりの再生について検討していく。
・目 標※	・（長期的視点）谷戸地域のみどりの再生の検討
・計画後半の取組	・計画期間内に長期的目標である谷戸地域のみどりの再生について検討する。
・主な関連部署	都市部・環境政策部

※復元助成事業を行ったが、利用実績を得られなかったため、目標としていたモデル事業の実施は平成29年度に終了しています。

《23》 農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続 【継進・A】	
・方針等	農業振興地域整備計画に基づく農業振興により、「農業振興地域内農用地」の保全を図る。
・目 標	・現状維持：332.2ha
・計画後半の取組	・引き続き、農業振興地域整備計画に基づき、「農業振興地域内農用地」の面積を維持する。
・主な関連部署	経済部

《24》 横須賀エコツアーの推進 【継進・A】	
・方針等	本市の魅力ある自然観光資源を守りながら身近にふれあうことができる「エコツアー」を推進する。
・目 標	・エコツアーの実施 ・新たな実施地区の検討：走水低砲台跡
・計画後半の取組	・引き続き、エコツアーの実施に向けた支援等を行う。
・主な関連部署	環境政策部

※平成29年度（2017年度）から、荒崎周辺（長井・荒崎地区）のエコツアーが開始したため、新たな実施地区の検討地から除外します。

《25》 市民の豊かな暮らしに活かすための公園づくり 【継進(拡充・新)】	
・方針等	年代別の人口状況や、各世代の多様なニーズを把握し、身近な公園の適切な維持管理に努める。これにより、地域コミュニティの活性化や心身の健康の増進につながる公園づくりを目指す。
・目 標	・モデル地区を設定し、地域に応じた公園機能の再編・集約の検討 ・地元町内会等のローカルルールによる公園マネジメントの検討
・計画後半の取組	・モデル地区の選定を行い、再編・集約の方法を検討する。
・主な関連部署	環境政策部

《26》 集客や魅力あるまちづくりに資する公園マネジメント 【継進(拡充・新)】	
・方針等	交流の拠点となる公園や歴史的・文化的資産と一体となった公園について、様々な整備手法の導入や、利活用を促進することで、地域のブランド力の向上や魅力の向上、交流人口の増加を目指す。
・目 標	・交流の拠点となり、地域の活性化につながる公園の整備・管理・活用の検討 ・スポーツや音楽等のエンターテインメントイベントへの活用促進 ・ルートミュージアム関連施設の保全・活用
・計画後半の取組	・交流の拠点となる公園のリニューアルに向けた手法等を検討する。 ・イベント等への積極的な協力体制づくりを行う。
・主な関連部署	環境政策部、文化スポーツ観光部

《27》 生物多様性が確保され、自然とふれあえる公園の整備・管理 【継進(拡充・新)】	
・方針等	自然環境を有する公園や生物多様性の確保に寄与する都市公園等の適切な維持管理と活用を継続して行う。
・目 標	・野比かがみ田緑地、（仮称）長坂緑地の保全・活用 ・自然環境に配慮した公園の適切な維持管理の推進
・計画後半の取組	・里山的環境を持つ公園の活用スキームを作成する。（民間活力の導入、ボランティア参加等）
・主な関連部署	環境政策部

《28》 安全・安心と防災力のある公園づくり 【継進(拡充・新)】	
・方針等	誰もが安心して利用できるための施設整備や、老朽化した施設の更新を計画的に進める。また、地域防災計画等の位置づけをふまえ、災害時の避難拠点となる公園の維持や安全性を優先した管理を行う。
・目 標	・公園施設のバリアフリー化、老朽化への対策 ・避難拠点となる公園の適切な維持管理
・計画後半の取組	・修繕計画に基づく改修を行う。
・主な関連部署	環境政策部、市民部

《29》 効率的かつ効果的な公園の整備・活用の促進		【継進(拡充・新)】
・方針等	P a r k－P F Iや指定管理者制度等を活用し、民間のノウハウを活かした質の高いサービスの実現や公園の利活用を促進する。また、施設やイベントの情報を積極的・効果的に発信することで、市の内外を問わず幅広い世代に広く周知を図る。さらに都市公園法の改正等による新たな取り組みについても、必要性に応じて導入の可能性について検討する。 また、都市計画決定後、長期間整備されていない都市計画公園・緑地を抽出し、未整備の要因等を明らかにし、都市計画公園の適切な活用の可能性を探る。	
・目 標	・ P a r k－P F Iや指定管理者制度を活用した公園の整備・管理の推進 ・ 様々な媒体を用いた公園等の P R の検討 ・ 必要に応じて本市で未だ導入されていない都市公園に関する新たな取り組みに関する検討 ・ 長期未整備の都市計画公園・緑地の抽出と要因の明確化	
・計画後半の取組	・ 公園ごとの特性やスケールメリットを生かした管理運営を目指し、P a r k－P F Iや指定管理制度の導入を進める。 ・ S N Sやメディアの積極的な活用、類似施設や近隣施設との連携を図り公園の P R を行う。 ・ 必要に応じて立体公園制度や借地公園制度、少子高齢化時代に向けた公園内施設の設置等、都市公園における新たな取組の導入可否について検討する。 ・ 長期未整備の都市計画公園・緑地の抽出を行い、必要に応じて都市計画との調整を図る。	
・主な関連部署	環境政策部、都市部	

《30》 【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進		【継進・B】
・方針等	横須賀港港湾計画等に基づき、港湾緑地などの港湾施設整備や活用を推進するとともに、施設の整備・改修の際は、その施設の目的を優先しつつ、可能な場合は、自然環境にも配慮した施設づくりを進める。	
・目 標	・ 新規整備 2カ所※：（仮称）長浦西緑地 0.1ha、西浦賀みなと緑地 0.4ha ・ 適切な維持管理 ・ 整備、改修時における自然環境への配慮の検討	
・計画後半の取組	・ （仮称）追浜地区海浜（干潟）の整備後の経過観察として、市民団体等の協力を得ながら、地形変化等の調査を行う。 ・ 今後の利活用に向けた検討及び調整を行う。	
・主な関連部署	みなと振興部	

※（仮称）追浜地区海岸（干潟）の整備が、平成 30 年度中に完了したため、目標の新規整備地から削除しました。
 ※西浦賀みなと緑地の一部の整備が平成 27 年度中に完了したため、目標の新規整備面積を減じました。

《31》	【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進	【継進・A】
・方針等	道路整備時の街路樹等による植栽や、既存街路樹等の適切な維持管理に努めるとともに、枯死等により撤去される際は補植を検討していく。また、ポケットパークなどのオープンスペースの確保に努める。	
・目 標	・街路樹の現状維持（補植の実施）：道路緑化（街路樹）の実績 15,831 本※ ・道路植栽の適切な維持管理	
・計画後半の取組	・道路利用者の安全を第一に考え、予算内で適切に維持管理を行う。 ・街路樹の現状維持及び緑化の推進を進める際、利用者の安全性の確保等の問題が発生することから、本計画期間内に目標等の見直しを行う。	
・主な関連部署	土木部	

※令和元年度末の値に更新しました。

《32》	【河川】河川環境の整備の推進	【継進・A】
・方針等	生物多様性の確保に配慮した河川の維持管理を行うとともに、河川施設の改修等の際は、生物の生息・生育・繁殖並び流域治水に配慮した河川となるような整備を推進する。	
・目 標	・適切な維持管理 ・整備、改修時における生物多様性への配慮の検討	
・計画後半の取組	・引き続き、生物多様性の確保に配慮した維持管理等に努める。	
・主な関連部署	土木部	

《33》	公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理 ガイドラインの適切な運用	【継進・A】
・方針等	「公共施設の緑化等ガイドライン」を適切に運用し、公共施設における積極的な緑化や適切な育成管理を行う。また、必要に応じて、ガイドラインの見直しを行う。	
・目 標	・適切な運用	
・計画後半の取組	・引き続き、当ガイドラインの適正な運用を行う。	
・主な関連部署	全庁	

《34》	民有地緑化支援制度の適切な運用《みどりの基本条例 関連》	【継進・A】
・方針等	「民有地緑化支援制度」を運用し、民有地内の目に見える場所への緑化に対し支援を行う。また、緑化施設整備計画認定制度における認定緑化施設に係る固定資産税の特例措置の廃止を受け、本市独自の制度として、民有地緑化支援事業との連携を図り、事業者に対して支援を行う。	
・目 標	・制度運用の継続	
・計画後半 の取組	・引き続き、当制度を適切に運用し、民有地の緑化を図る。 ・当制度の周知を行う。	
・主な関連 部署	環境政策部	

《35》	記念植樹の促進に向けた検討	【継無・C】
・方針等	各種記念事業において、記念植樹の実施を検討するとともに、各家庭、事業所、公共施設等における記念植樹の促進に関して検討していく。 【補足説明】本施策は、緑化を推進するための手法として、今までにない新たな記念植樹の促進策を検討するものである。なお、既存の記念植樹の実態調査もあわせて行うこととする。	
・目 標	・記念事業における植樹の実施に向けた検討 ・民有地における記念植樹の促進に向けた検討	
・計画後半 の取組	・本計画年度内に全庁的に記念植樹の実施需要に関する調査を行う。	
・主な関連 部署	全庁	

《36》	「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進	【継無・A】
・方針等	本市における「緑化重点地区」を市街化区域全域とする。＊本市の市街地は斜面緑地以外にみどりが少なく、積極的に緑化を推進する必要がある。そこで、市街化区域を「緑化重点地区」と定め、市民・NPO・事業者・行政が連携しながら、それぞれが主体的に緑化を進めていく。なお、継続して緑被率調査を行い、緑被の変化を把握し、重点的に緑化推進の必要があると判断した際には、本計画を見直し、それら地域を新たに緑化重点地区とする。 (緑化重点地区における緑化の方針) ①市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは協働による積極的な緑化を推進する。②市民・事業者は、敷地内の緑化に努める。③市は、市民・事業者の緑化を支援し、かつ、公共施設の緑化を推進する。	
・目 標	・方針に基づく緑化推進	
・計画後半 の取組	・引き続き、可能な範囲で緑化を推進する。	
・主な関連 部署	全庁	

《37》 緑地協定制度の継続《みどりの基本条例関連》		【継続・B】
・方針等	土地利用時には、地区計画の導入とともに「緑地協定」の認可に向けた指導等を行い、土地利用における適切な緑化に向けた助言等を行う。また、既協定区域の住民参加を促し、協定の効果を確認しつつ、今後のあり方を検討していく。	
・目 標	・新規認可に向けた指導の継続 ・既協定区域の継続：24 区域※、98.0ha※	
・計画後半の取組	・継続して緑地協定の締結に向けた指導等を実施する。 ・緑地協定制度の効果を検証し、今後の制度運用のあり方を検討する。	
・主な関連部署	環境政策部	

※令和元年度末の値に更新しました。

《38》 継承の森における活動の推進		【継続・A】
・方針等	みどりや自然を守り、育て、活かす活動や、大切にすることを醸成し、それらの「活動」や「意識」を将来に向けて引き継いでいくための活動を推進する。	
・目 標	・継承の森におけるイベントの実施	
・計画後半の取組	・継続してイベントを実施する。 ・継承の森を設置した効果の検証を行い、今後の施策のあり方を再検討する。	
・主な関連部署	環境政策部	

《39》 みどりの基金の充実にに向けた新たな財源確保手法の検討・実施		【継続・C】
・方針等	自然環境やみどりの保全のための「みどりの基金」の適切な活用と持続可能な運用に向け、財源確保のための手法を検討していく。	
・目 標	・基金残高の確保（参考）平成 26 年度末残高：2.1 億円 ・新たな財源確保に向けた検討	
・計画後半の取組	・みどりのよこすかチャリティークリック協賛企業数の増加を図る。	
・主な関連部署	環境政策部	

《40》 みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進		【継続・A】
・方針等	官民間問わず、みどりに関する専門的な知識や技術を有する人材を活用するとともに、後継者の育成について検討していく。	
・目 標	・里山に関する講習会の実施 ・人材活用や人づくり手法の検討 ・市職員の技術を向上させるための研修等の実施	
・計画後半の取組	・引き続き、みどりに関する専門的な知識や技術を有する人材の育成を行う。 ・専門的な知識及び技術を有する人材の活用を適宜、実施していく。	
・主な関連部署	全庁	

《41》 自然に関する環境教育・環境学習の実施		【継進・A】
・方針等	自然に関する環境教育・環境学習を実施し、併せて人材育成を推進していく。	
・目 標	・自然に関する意識向上の場と機会の提供	
・計画後半の取組	・引き続き、環境教育指導者の派遣を実施する。 ・引き続き、「学校教員向け」、「環境活動者向け」人材育成講座を実施する。 ・市内小中学生を対象に環境意識向上に関わるコンクールを実施する。 ・引き続き、横須賀エコツアーサポート協会により、実施団体対象の研修会を開催する。 ・新たな自然環境に関する学習の機会の提供等を検討する。	
・主な関連部署	教育委員会・環境政策部	

《42》 みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進		【継無・A】
・方針等	あらゆる場におけるみどりに関する情報や、みどりの大切さに関する情報を発信し啓発活動を実施していく。	
・目 標	・周知啓発の実施	
・計画後半の取組	・市ホームページの更新及び各種パンフレットの配布等を行う。	
・主な関連部署	環境政策部	

《43》 県及び近隣自治体との広域的な連携の推進		【継無・A】
・方針等	みどりのネットワークの形成に貢献するため、県及び近隣市町等と生物多様性の確保やみどりに関する情報等を共有し、連携を図る。	
・目 標	・他自治体との連携の実施 ・三浦半島の自然環境の保全・活用に関する連携会議の実施 ・多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議への参加	
・計画後半の取組	・引き続き、「三浦半島の自然環境の保全・活用に関する連携会議」の開催及び「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」への参加を行う。	
・主な関連部署	環境政策部	

《44》	産・学・官等の連携及び役割分担によるみどりの保全・創出等の推進	【継無・A】
・方針等	各主体がみどりの保全・創出・活用に向けた積極的な取組みを推進させることとあわせ、協力・連携を図る。また、公園などの維持・管理においては、市民や各種団体への委託や行政との連携による取組みを推進し、事業者などの民間活力の導入を図る。	
・目 標	・産業・教育分野を超えた連携による取組みの強化 ・各主体における緑化の推進	
・計画後半の取組	・教育の場や、企業等の CSR 活動における緑化推進の意識向上と主体的活動の支援 ・引き続き、既存の市民協働モデル事業等を実施するとともに、モデル事業の拡充等を検討する。	
・統合した既存施策	56, 60	
・主な関連部署	環境政策部・土木部	

《45》	市民による花いっぱい運動の実施	【継無・A】
・方針等	ボランティアによる「花いっぱい運動」による活動を推進するとともに、花づくり講習会等を実施する。	
・目 標	・（ボランティア団体と行政との）協働による緑化の推進	
・計画後半の取組	・引き続き、ボランティアによる緑化活動を行う。 ・花づくり講習会等の実施の検討を行う。	
・主な関連部署	環境政策部	

《46》	自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進	【継無・A】
・方針等	活動団体間の意見・情報交換を行う場を設けるとともに、団体間の活動報告の場を通じ、団体間や活動の連携を図る。さらに、多くの市民が自然環境に関する活動に興味を持ち、活動参加者が増えるよう、活動内容等の情報発信を行う。	
・目 標	・自然環境活動団体交流会の開催 ・団体活動に関する情報発信	
・計画後半の取組	・引き続き「自然環境活動団体交流会」や「自然環境講演会」を開催し、適宜、団体活動に関する情報発信を行う。	
・主な関連部署	環境政策部	

(3) 推進施策一覧 ←変更あり。(No.21 の施策名)

今回、中間見直しにおいて、施策ごとに、国際社会全体の開発目標である SDG s のゴールと関連付けました。これにより、計画の後半は、可視化した将来的なゴールを意識し、施策を推進します。

項 (大柱)	施策展開項目 (中柱)	施策 NO.	推進施策 (小柱)	今後の取組		SDGs マッピング				
				評価	進行管理					
新たな視点で 取組む推進施策		1	気候変動等に適応した樹林地の保全	-	継続 (拡充・新)	11	13	15		
		2	生物多様性の確保に向けた取組	-	継続 (拡充・新)	4	11	14	15	
		3	生産緑地の保全に向けた取組	-	継続 (拡充・新)	2	11	15		
		4	新たな制度等の取組	-	継続 (拡充・新)	9	11	17		
【I】 みどりを保全・育成し、 活用するための推進施策	(1) まとまりのある みどりを守る	5	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続	A	継続	11	15			
		6	「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等	A	継続	15	17			
		7	(仮称) 三浦半島国営公園の誘致の推進	B	継続	3	11	15	17	
		8	自然保護奨励金制度による支援の継続	A	継続	15	17			
	(2) 様々な法令に基づき、みどりを守る	9	保安林制度の適切な運用による保全の継続	A	継続	13	15	17		
		10	風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進	A	継続	11	15			
		11	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(保全)	A	継続	11	15			
		12	保存樹木指定の検討	C	継続	11	15			
	(3) 生物多様性の確保に貢献するみどりを守る	13	自然林保全制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	継続	15				
		14	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用	A	継続	11	15			
		15	指定文化財(天然記念物)の保全の継続	A	継続	4	15			
		16	水辺環境の保全と再生の推進	A	継続	6	14			
		17	外来生物対策の推進	A	継続	4	11	15		
	(4) みどりの安全性を高める	18	公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施	B	継続	11				
	(5) 市街地のみどりを守る	19	市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	継続	11	15			
		20	みどりの寄附制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	A	継続	11	15			
		21	景観重要樹木の指定による保全の継続	B	継続	11	15			
		22	谷戸地域のみどりの再生に向けた検討	C	継続	11	15			
	(6) 農地のみどりを守る	23	農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続	A	継続	2	8	12	15	

項 (大柱)	施策展開項目 (中柱)	施策 NO.	推進施策 (小柱)	今後の取組		SDGs マッピング
				評価	進行管理	
【Ⅱ】 みどりを創出・育成し、 活用するための推進施策	(1) 身近にふれあえる みどりの充実	24	横須賀エコツアーの推進	A	継進	3 気候変動に 適応する 4 質の高い教育を みんなに
		25	市民の豊かな暮らしに活かすための公園づくり	-	継進 (拡充・新)	3 気候変動に 適応する 11 住み続けられる まちづくりを 15 陸の豊かさを 守る
		26	集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理	-	継進 (拡充・新)	3 気候変動に 適応する 11 住み続けられる まちづくりを 15 陸の豊かさを 守る
		27	生物多様性が確保され、自然とふれあえる公園の整備・管理	-	継進 (拡充・新)	3 気候変動に 適応する 11 住み続けられる まちづくりを 14 海の豊かさを 守る 15 陸の豊かさを 守る
		28	安全・安心と防災力のある公園づくり	-	継進 (拡充・新)	3 気候変動に 適応する 11 住み続けられる まちづくりを 13 気候変動に 適応する
		29	効率的かつ効果的な公園の整備・活用の促進	-	継進 (拡充・新)	3 気候変動に 適応する 11 住み続けられる まちづくりを 15 陸の豊かさを 守る
	(2) 公共施設のみど りをつくる	30	【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進	B	継進	11 住み続けられる まちづくりを 14 海の豊かさを 守る 15 陸の豊かさを 守る
		31	【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進	A	継進	11 住み続けられる まちづくりを 15 陸の豊かさを 守る
		32	【河川】河川環境の整備の推進	A	継進	6 安全な水と 衛生を 14 海の豊かさを 守る 15 陸の豊かさを 守る
		33	公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用	A	継進	11 住み続けられる まちづくりを 15 陸の豊かさを 守る
	(3) 民有地のみどり をつくる	34	民有地緑化支援制度の適切な運用 《みどりの基本条例関連》	A	継進	11 住み続けられる まちづくりを 15 陸の豊かさを 守る
		35	記念植樹の促進に向けた検討	C	継無	11 住み続けられる まちづくりを 15 陸の豊かさを 守る
	(4) 様々な法令や制 度に基づき、み どりをつくる	36	「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進	A	継無	3 気候変動に 適応する 9 産業と資源消費の バランスのとれた 成長を 11 住み続けられる まちづくりを 15 陸の豊かさを 守る
		37	緑地協定制度の継続《みどりの基本条例関連》	B	継進	11 住み続けられる まちづくりを 15 陸の豊かさを 守る
【Ⅲ】 創みん なでた めのみ どりを 推進 施策・	(1) みどりを次世代 に引き継いでい く	38	継承の森における活動の推進	A	継無	4 質の高い教育を みんなに 14 海の豊かさを 守る 15 陸の豊かさを 守る
		39	みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の 検討・実施	C	継無	15 陸の豊かさを 守る 17 パートナシップ で目標を達成しよう
		40	みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と 育成の推進	A	継無	4 質の高い教育を みんなに 14 海の豊かさを 守る 15 陸の豊かさを 守る
		41	自然に関する環境教育・環境学習の実施	A	継進	4 質の高い教育を みんなに 14 海の豊かさを 守る 15 陸の豊かさを 守る
		42	みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かす ための情報発信の推進	A	継無	4 質の高い教育を みんなに 14 海の豊かさを 守る 15 陸の豊かさを 守る
	(2) 様々な主体との 連携	43	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	A	継無	14 海の豊かさを 守る 15 陸の豊かさを 守る 17 パートナシップ で目標を達成しよう
		44	産・学・官等の連携及び役割分担によるみどりの保全・ 創出等の推進	A	継無	15 陸の豊かさを 守る 17 パートナシップ で目標を達成しよう
	(3) みんなのみどり をみんなで守 り、つくり、再 生し、育てなが ら活かす	45	市民による花いっぱい運動の実施	B	継無	11 住み続けられる まちづくりを 15 陸の豊かさを 守る
		46	自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信 の推進	A	継無	15 陸の豊かさを 守る 17 パートナシップ で目標を達成しよう

※No. 25～29 の施策は、見直しによって、既存施策を複数内包しているため、評価は未記入としています。

SDGs（持続可能な開発目標）

平成 13 年(2001 年)に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27 年（2015 年） 9 月の国連サミットで採択された令和 12 年(2030 年)を期限とする国際社会全体の開発目標です。

MDGs における未達成の課題の解決や、社会情勢の変化への対応、途上国だけでなく先進国を含む全ての国が行動し「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現するため、17 のゴール（目標）・169 のターゲット（取組）から構成されています。

